

7宗監第197号
令和8年4月6日

宗像市長 伊豆 美沙子 様
宗像市議会議員 岡本 陽子 様

宗像市監査委員 山下 稔
宗像市監査委員 北崎 正則



定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果について下記のとおり報告する。

記

1 監査の概要

- (1) 監査委員 山下 稔 北崎 正則
(2) 監査の種類 定期監査（財務監査及び行政監査）
(3) 監査の対象 対象事務：人事課の事務事業（別表）
対象期間：令和7年4月から令和7年11月まで
(4) 監査の実施場所 宗像市監査委員事務局会議室
(5) 監査の日程 令和8年2月10日（火）

2 監査の着眼点及び主な実施内容

人事課所管の事務事業について、関係法令及び予算に基づき適正に管理、執行されているかを着眼点とし、宗像市監査基準に基づき監査を実施した。監査にあたっては、予算の執行状況及び関係書類を検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。

3 監査の結果

提出された書類に基づいて監査を実施した結果、次の点について指摘する。

(1) 職員厚生費補助金の交付について

職員厚生費補助金に係る補助金交付要綱が整備されておらず、宗像市補助金等交付規則のみを根拠として交付している。宗像市補助金等適正化に向けたガイドライン（平成27年10月14日）において、「補助金等の適正化に向けた重点方針」の一つとして「補助要綱等の整備による透明性の確保」が掲げられ、個別の補助金の目的や要件等を明確に補助要綱等に定めて公表することが市行政の透明性を確保するうえで求められているので、当該補助金に係る補助金交付要綱を整備されたい。

(2) 附属機関の委員の選任の区分及び任期の公表について

宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例（以下「市民参画条例」という。）第9条第3項に「附属機関の委員を選任したときは、委員の氏名、選任の区分及び任期を公表する。」と規定されているが、宗像市特別職報酬等審議会の委員の選任区分及び任期について、市HPにおける公表を確認することができない。市民参画条例に則り適切に実施されたい。

別表

令和7年度 人事課の事務事業（提出書類）

区分	提出帳票台帳・資料の内容	台帳類	資料
個別資料	fabbit 宗像賃貸借契約及び利用状況に関する事蹟		○
	宗像市職員の資格取得助成事業に関する事蹟		○
	宗像市特別職報酬等審議会に関する事蹟		○
	職員厚生費補助金に関する事蹟		○
	内閣府研修派遣に関する事蹟		○
	役務費に関する事蹟（別記）		○
	委託料に関する事蹟（別記）		○
共通資料	定期監査調書		○
	郵便切手等受払簿	○	
	予算流用・予備費充用に関する事蹟		○
	復命書（宿泊を伴うもの）		○
	時間外勤務命令簿	○	
	出勤簿	○	
	備品台帳	○	

別記

令和7年度 役務費に関する事蹟

1	有料広告配信業務（手数料）
2	職員研修講師派遣手数料

令和7年度 委託料に関する事蹟

1	有料広告配信業務（委託料）
2	市内エクスカーション業務委託
3	職員採用試験情報発信業務委託